

介護老人保健施設みどり苑訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
重要事項説明書

令和6年6月1日

1. 施設の概要

(1) 施設の名称

- ◆ 施設名 介護老人保健施設みどり苑
- ◆ 開設年月日 平成13年4月2日
- ◆ 所在地 富山市秋ヶ島146番地1
- ◆ 電話番号 076-428-5565
- ◆ ファックス番号 076-428-5590
- ◆ 管理者名 亀井哲也
- ◆ 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1670101706号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等の必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るために提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他専ら訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたる従事者の協議によって、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）が作成されます。その際、利用者、家族の希望を十分に取り入れ、また、計画内容については、説明を行い、同意いただいたのち、利用者に交付します。計画に従って行うサービスの実施状況およびその評価については、記録を作成し、必要に応じて医師に報告を行います。

また、市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(3) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の職員体制

管理者	1.0名
医師	1.0名 管理者と兼務
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1.0名以上
その他従事者	実情に応じた適当数

(4) 営業及び営業時間

毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。

（但し、12月31日から1月3日、8月15日は休業とする）

営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とする。但し、申し出がある場合、時間を超えて実施する。

(5) 実施区域

富山市 ※実施区域を越えてサービスを提供する場合には別途料金がかかります。

2. サービス内容

要介護および要支援となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、医師の指示のもと理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

3. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医：氏名、所属医療機関名等・所在地・電話番号（勤務先及び携帯）

家族等連絡先：氏名及び続柄、住所、電話番号（自宅、勤務先及び携帯）

4. 利用料

【訪問リハビリテーション】

1 単位=10.17 円

サービス	単位数
訪問リハビリテーション費（1回20分あたり）	308 単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6 単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3 単位
短期集中リハビリテーション実施加算 （退院（所）日または認定日から3月以内）	200 単位
認知症短期集中リハビリテーション加算 （退院（所）日または認定日から3日以内）	240 単位
リハビリテーションマネジメント加算 イ	180 単位
リハビリテーションマネジメント加算 ロ	213 単位
上記リハビリテーションマネジメント加算に加え医師からの説明を行った場合の加算	270 単位
移行支援加算（ご利用毎）	17 単位

【介護予防訪問リハビリテーション】

サービス	単位数
訪問リハビリテーション費（1回20分あたり）	298 単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6 単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3 単位
短期集中リハビリテーション実施加算 （退院（所）日または認定日から3月以内）	200 単位
利用開始日の属する月から12月超 （但し、要件を満たした場合減算せず）	-30 単位

介護保険負担割合証に記載されている割合でお支払いいただきます。

◆ 実施区域外のサービス提供する場合は別途料金を請求します。

5. 支払い方法

毎月、15日までに前月分の利用料の請求をさせていただきます。

お支払方法は、銀行・郵便局の指定口座からの引き落としとなります。（22日引き落とし）

6. 要望及び苦情等の相談

(ア) 苦情受付窓口

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら担当者までお気軽にご相談下さい。

【苦情解決責任者：亀井哲也

苦情受付責任者：山崎友美】

(イ) 行政機関その他苦情受付機関

富山市役所 介護保険課 (上記は富山市にお住まいの場合で、他の市町村にお住まいの方はそれぞれの介護保険担当課になります。)	所在地 : 富山市新桜町 7 番 38 号 電話番号 : 076-443-2041 ~2043 受付時間 : 月曜日～金曜日 8 : 30～17 : 15
富山県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 : 富山市下野字豆田 995-3 電話番号 : 076-431-9833 受付時間 : 月曜日～金曜日 8 : 30～17 : 00
富山県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 : 富山市安住町 5-21 富山県社会福祉協議会内 電話番号 : 076-432-3280 受付時間 : 月曜日～金曜日 9 : 00～16 : 00

7. 虐待および身体拘束防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、体制の整備を行うとともに、以下の必要な措置を講じます。

(ア) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会を定期的に開催し、その結果について、職員で周知を図ります。

(イ) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

(ウ) 従業者に対し、虐待防止の啓発・普及のための定期的な研修を実施します。

(エ) 事業者は利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行いません。

(オ) 身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(カ) 虐待防止に関する担当責任者を選定します。

担当者：山崎友美

8. 衛生管理について

(ア) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状況について、必要な管理を行います。

(イ) 訪問リハビリテーション事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めます。

(ウ) 感染症等の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、およびその結果を周知徹底します。

(エ) 感染症等の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施します。

9. 職員保護に関する事項

当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、サービス中において性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の業務環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものいたします。

(ア) 職員に対する金品等の心付けはお断りしています。

職員がお茶やお菓子、お礼の品物等を受け取ることも事業所として禁止しております。また、金銭・貴重品等の管理にご協力ください。

(イ) ペットをケージに入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。

大切なペットを守るため、また、職員が安全にサービスを行うためにも、訪問中はリードを付けていただくか、ケージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。職員がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせて頂く場合がございます。

(ウ) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。